

A

記録年月日 令和 5 年 10 月 11 日

自動車検査証記録事項

431230612960 #602

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号

車台番号

T 0 0 4 - 0 2 7 0

登録年月日/交付年月日

平成 27 年 3 月 27 日

初度登録年月

平成 23 年 7 月

有効期間の満了する日

令和 7 年 10 月 10 日

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称

所有者の住所

使用者の氏名又は名称

使用者の住所

使用の本拠の位置

3. 車両詳細情報

車名

タダノ

[153]

型式

J D S - T 0 0 4

原動機の型式

G E 1 3

自動車の種別

大型特殊

用途

—

自家用・事業用の別

自家用

車体の形状

ホイール・クレーン

[072]

乗車定員

1 人

最大積載量

— kg

車両重量

41200 kg

車両総重量

41255 kg

長さ

1282 cm

幅

278 cm

高さ

375 cm

前軸重

10130 kg

前後軸重

10370 kg

後軸重

10390 kg

後軸重

10310 kg

総排気量又は定格出力

13.07 kW

燃料の種類

軽油

型式指定番号

類別区分番号

4. 備考

[千葉], 継続検査, [OSS]

自動車重量税 非課税

[走行距離計表示値] 61, 800 km (令和5年10月11日)

[旧走行距離計表示値] 52, 500 km (令和3年9月3日)

[受検種別] 指定整備車

[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり

[受検形態] 指定整備工場

[整備工場コード] 43-00889

保安基準緩和 [認定年月日] 平成20年7月17日 [四国運輸局]
] 255 [緩和事項] [098] 一括緩和, [001] 長さ, [002] 幅, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [056] 隣接軸重, [006] 軸荷重 [制限事項] [001] 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。、[002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。、[004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。、[005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、[006] 自動車の後面及び運転者席には、軸荷重を表示すること。、[071] 自動車の最前部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。、[091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、[095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。

以下余白

GP600N-2
#T9471

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID

T9471VE1150039





No. 18

第 59815 号 移動式クレーン検査証			
製造検査又は使用検査の刻印番号		株式会社 タダノ 高松市新田町甲34番地	
設置地			
事業の名称			
種類及び型式		ジブが伸縮する ホイールクレーン GR-600N-2	
つり上げ荷重		60.00 t	
製造検査又は使用検査の刻印番号		香59815	
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成 23 年 5 月 17 日から 平成 25 年 5 月 16 日まで		29 年 7 月 20 日から 31 年 7 月 19 日まで	
25 年 5 月 17 日から 25 年 7 月 19 日まで		令和 1 年 7 月 20 日から 令和 3 年 7 月 19 日まで	
25 年 7 月 20 日から 27 年 7 月 19 日まで		令和 3 年 7 月 20 日から 令和 5 年 7 月 19 日まで	
27 年 7 月 20 日から 29 年 7 月 19 日まで		5 年 7 月 20 日から 7 年 7 月 19 日まで	
平成 23 年 5 月 17 日 香川労働局長			

日付	記 事 欄	検査者印
平成 23 年 5 月 17 日	製造検査施行・クレーン等安全規則第59条の規定に基づき検査証を交付する。	
23 年 7 月 20 日	クレーン等安全規則第61条による設置報告受理。保管証明に基づき有効期間延長	
25 年 6 月 23 日	性能検査実施シマブンエンジニアリング㈱ 検査事業部兵庫事務所 異常を認めない	
25 年 9 月 5 日	検査証書替申請書受理 磐田労働基準監督署	
25 年 9 月 10 日	変更届受理。損傷によるバスジブの交換 磐田労働基準監督署	
25 年 10 月 7 日	変更検査実施。異常を認めず。バスジブに「静友59815」打刻 磐田労働基準監督署	
25 年 10 月 10 日	クレーン等安全規則第59条第3項の規定により検査証を交付する。書き替える。向島労働基準監督署	
27 年 3 月 16 日	移動式クレーン検査証書替申請書受理。新設置地 柏市藤ヶ谷 1908-4	
年 月 日	新事業の名称 南信重機興業株式会社	
27 年 7 月 15 日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会千葉検査事務所 異常を認めない 合格	
29 年 7 月 13 日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会千葉検査事務所 異常を認めない 合格	
令和 1 年 7 月 3 日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会千葉検査事務所 異常を認めない 合格	
令和 3 年 6 月 28 日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会千葉検査事務所 異常を認めない 合格	
5 年 6 月 27 日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会千葉検査事務所 異常を認めない 合格	
年 月 日		